一　本　太　助	
お申込みいただける方	○当金庫に出資のある会員の間接構成員（組合員）の方 ○勤続年数１年以上の方 ○年収１５０万円以上の方 ※お申込み金額が３００万円超の場合は、勤続年数５年以上または年収５００万円以上の方 ※当金庫の審査基準にもとづく審査の結果、ご融資ができない場合がございますのでご了承ください。
お使いみち	他社（銀行・信販会社・消費者金融）からの借換えにご利用いただけます。 ※新規ご契約時の借換対象融資の完済（カードローン契約については契約解除）について労働金庫が確認した後のご利用は自由となります。 ※ただし、事業資金・投機的資金・政治資金・負債整理資金にはご利用いただけません。
ご融資限度額	５０万円以上５００万円以内（１０万円単位） ※組織形態・雇用形態等によりご利用限度額が異なりますので、店頭にてご確認ください。
ご融資期間	１年ごとに自動更新となります。ただし、更新時に再審査させていただき、新規貸越を停止させていただくことがあります。また満７０歳で新規貸越を停止させていただきます。
ご融資金利	変動金利 １．借入利率変更の基準 （１）借入利率については、ろうきんカードローン契約書に基づき、ろうきん基準金利の変更に伴って引き上げまたは引き下げられます。 （２）基準金利が廃止された場合および金融情勢の変化その他相当の事由により当金庫が基準金利を適用することを廃止した場合には、当金庫が定める利率を基準金利と読み替えて適用いたします。 ２．借入利率の変更時期 （１）借入利率は毎年２月１日・５月１日・８月１日・１１月１日（いずれも当金庫の休日の場合には、翌営業日。以下「見直し基準日」といいます。）に見直します。 （２）前項により見直した借入利率の適用開始日は、上記見直し基準日の直後のご返済日から適用となります。 （３）借入利率が変更された場合、当金庫は利率変更の内容について当金庫の本支店もしくはホームページに掲示、または書面により通知いたします。 【お借入利率・返済試算額については、店頭にてご確認ください。】
ご返済方法	元利均等（毎回の元金と利息の合計額が同じ）による均等返済または均等加算併用返済のどちらかをお選びいただけます。 ※繰上返済（一部・全額）はいつでも可能です。繰上返済手数料は不要です。
担　　保	不要です。
保証機関	原則として保証人は不要です。 ※当金庫指定の保証協会（一般社団法人　日本労働者信用基金協会）をご利用いただきます。

保　証　料	保証料は「後受方式」になります。ご融資利率に保証料率を上乗せさせていただきます。 ※保証料率については、店頭にてご確認ください。
苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情お問合わせ）	ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：四国労働金庫お客様相談センター】　０１２０－５０５－６９０ 受付時間　平日　午前９時～午後５時 なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.shikoku-rokin.or.jp/
紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。 【窓口：全国労働金庫協会　ろうきん相談所】　０１２０－１７７－２８８ 受付時間　平日　午前９時～午後５時 【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：０３－３５８１－００３１ 第一東京弁護士会仲裁センター：０３－３５９５－８５８８ 第二東京弁護士会仲裁センター：０３－３５８１－２２４９ 受付時間　平日　午前９時～午後５時 ※仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問い合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.shikoku-rokin.or.jp/